

【宮城県 LP ガス料金負担軽減支援事業第六弾 誓約事項等同意書】

(申請にあたっては全ての事項について確認し、同意のチェックを記入していただく必要があります)

チェック 欄	私は、宮城県 LP ガス料金負担軽減支援事業に関して、以下の要件をすべて満たし、誓約事項に同意します。
☐	本事業は、LP ガス一般消費者等の利用料金の負担軽減を図るためのものです。本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為はいたしません。
☐	本事業に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行いません。
☐	宮城県又は事務局から資料の提出や修正の指示があった場合、速やかに対応いたします。適切な対応がない場合、補助金を交付することができない場合があることに同意します。
☐	本事業に参加するための手続きである間接補助金の申請により間接補助金の交付決定を受ける前に値引きを実施した場合、これに要した事業費を補助金として交付すること。また、本事業の交付決定を受けている場合であっても、定められた期日までに必要な書類が提出されない場合などは、補助金を交付することができないことに同意します。
☐	本事業の財源は国費であることから、関係書類は事業終了後5年間（令和13年度末まで）保管しなければならないこと、また宮城県又は事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供できるようにしておかなければならないことに同意します。
☐	偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合、受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施すること、また調査の結果、不正行為が認められたときは、補助金の交付を行わないとともに、受領済みの補助金のうち取り消し対象となった額を事務局が指定する期日までに返還しなければならないことに同意します。 ※交付規程 別記1＜不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項＞の内容も確認しました。
☐	(1) 法人等（個人又は法人をいう。）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。また、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。 (2) 役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。 (3) 役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給していません。また、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力、関与もしていません。 (4) 役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。 ※交付規程 別記2＜反社会的勢力排除に係る誓約事項＞の内容も確認しました。
☐	下記のいずれにも誓約又は同意します。 「事務局は、本補助事業の実施に必要な範囲で、LP ガス販売業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、事務局は、LP ガス販売業者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、事務局の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができません。また、事務局及び宮城県等は、LP ガス販売業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。」 ※交付規程 別記3＜LP ガス販売業者の提供する個人情報の取扱いに係る同意事項＞の内容も確認しました。
☐	交付規程に記載のない細部については、宮城県又は事務局からの指示に従うものとします。

法人名：_____

令和8年 月 日

責任者氏名：_____